

第7章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激に変化を及ぼさないようこれまでの実情を踏まえ、利便性などにも十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、計画的に進めていくことを基本とします。

なお、本庁及び支所（新設及び改修）については、市民の利便性を考慮し、新市における行政サービスの充実を図るため必要な機能の整備を行います。